

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（令和6年度～令和10年度）の考え方～

（北海道砂川市）

本市の総面積は7,868haであり、森林面積は2,873haで、総面積の約37%を占めています。その内、市有林は85ha、市有林を除く一般民有林（私有林等）は2,788haです。

市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や市独自予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。

このため、市では国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本市の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は4割（全国：3割）を占めており、計画的な森林の整備が進められています。このため、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、市や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、住民の理解の促進を図るため、森林環境教育や木育活動などを進めます。